

令和 2 年 6 月 1 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04092

研究課題名(和文) 現代日本社会における新しいレイシズムの実態把握 部落差別問題を事例として

研究課題名(英文) A Survey of New Racism in Modern Japanese Society: Case Study of Buraku Discrimination

研究代表者

内田 龍史 (UCHIDA, RYUSHI)

関西大学・社会学部・教授

研究者番号：60515394

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、世界的に生じている新しいレイシズムの日本の現実を把握するために、近年生じている部落差別を事例としてとりあげ、その内実とそれに対抗する際に直面する諸問題を、当該地域の文脈に即して全国的に明らかにすることであった。そのために主に都府県単位での運動団体や被差別体験経験者などへのヒアリング調査や現地調査、部落問題に関する意識調査結果報告書を収集し、各地で生じている部落差別事象と、新しいレイシズムとしての逆差別の現状等を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、新しいレイシズム論を参照軸とする「部落民」を対象とした差別に関する実証的な研究である。従来、近世における身分制をルーツとする封建的身分差別として捉えられることが多かった部落差別問題において、人種差別研究にもとづく参照軸を用いたことによって、世界的に生じている新しいレイシズムと、現代日本社会における部落差別との共通点・差違を明らかにする基盤整備を行うことができたのではないかと考えられる。

研究成果の概要(英文)：In order to understand the Japanese reality of new racism occurring around the world, the purpose of this study was to take up the recent cases of Buraku discrimination as examples, and to clarify the reality of such discrimination and the various problems faced in confronting it on a nationwide basis according to the regional context. For this purpose, hearings were conducted mainly on campaign groups and people who had experienced discrimination at the prefectural level, and reports on the results of surveys on the awareness of Buraku issues were collected to clarify the current situation of Buraku discrimination in various regions and reverse discrimination as a new racism.

研究分野：社会学

キーワード：差別 レイシズム 部落問題 部落差別

## 様式C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

近年、日本社会において、「ネット右翼」などに代表されるようなインターネット上のみならず、「在日特権を許さない市民の会」の活動などによって外国人に対する差別扇動(ヘイトスピーチ)が、公然と行われるようになってきた。これら歴史修正主義を源流とする日本型排外主義(樋口, 2014)のターゲットとなっているのは必ずしも在日外国人だけではなく、真偽を問わず「特権」と称されるさまざまな施策の対象となるマイノリティに対して行われているものであり、被差別マイノリティを対象とするヘイトスピーチを規制する法律や、包括的な差別禁止法制定の必要性が叫ばれるようになってきている(師岡, 2013)。

こうした近年の差別現象を理解するうえで一つの参照軸になるのが、主に欧米諸国で展開されてきた新しいレイシズム論(Sears, Sidanius, Bobo, ed, 2000)である。新しいレイシズム論は、人種的に劣位であるといった生物学的な偏見にもとづく旧来のレイシズムとは異なり、近代的な理念である平等原則や個人主義が普及するなかで生じる特定の人々に対する政策への反発を、新しいレイシズムの特徴としてとらえる。日本社会においても、近年の新自由主義(Harvey, 2005)的な政策は、こうした新しいレイシズムを強化してきたのではないかと考えられる。

本研究は、世界的に生じている新しいレイシズムの日本の現実を把握するために、近年生じている部落差別を事例としてとりあげ、その内実をそれぞれの被差別部落(以下、部落)が置かれた地域の文脈に即して明らかにすることを試みることにした。というのも、部落差別は近世における身分制をルーツとし、近代以降の「日本国」あるいは「日本国民」という同質的な国民国家・国民形成の過程において、旧来のレイシズムである人種という象徴によって「日本社会」の主流から排除されてきた(黒川, 2005)ことに加え、1970年代以降、行政によるターゲット型政策としての特別対策(岩田, 2004)が同和対策事業として各自治体で実施されるなかで、新しいレイシズムに見出されるような、いわゆる「逆差別」の対象ともなってきたからである。

インターネットなどを通じた情報発信が容易になったことによって、日本社会においてかつてないほど差別扇動は強まっており、差別を軽減するための方策が急ぎ打ち出される必要がある。その前提として、部落が置かれた地域性を考慮しつつ、部落差別事象・部落問題意識・部落解放運動・行政の対応といった多角的な視点から、新しいレイシズムとしての部落差別問題の現状と、それに対抗する際に直面する諸問題を明らかにする作業が求められていた。

### 2. 研究の目的

部落解放運動が継続的に取り組まれてきた地域において、近年生じている部落差別の現状とそれに対抗する際に直面する諸問題である。そのために、当該地域の文脈に即して、以下の5点、1 部落差別事象・2 部落問題意識・3 部落の生活環境・4 部落解放運動・5 行政施策について、特措法期限切れ後の変化と現状を明らかにすることを目的とした。

かかる調査研究によって、現代日本社会における部落差別問題の現状を把握し、今後の部落差別問題研究の参照軸を作成するとともに、旧来からの差別のみならず、新しいレイシズムに対抗するための諸条件を探究することを目指した。

### 3. 研究の方法

全国各地の部落解放運動が継続的に取り組まれてきた地域において、近年生じている部落差別の現状とそれに対抗する際に直面する諸問題を明らかにすることとした。

そのために、協力可能な全国各地の部落解放運動団体(部落解放同盟組織)を窓口として各地を訪問し、1 部落差別事象・2 部落問題意識・3 部落の生活環境・4 部落解放運動・5 行政施策について、現地調査・聞き取り調査・文献調査・キーパーソンへの生活史聞き取り調査を実施することとした。これらの調査にもとづき、現代日本社会における部落差別問題の現状を明らかにすると同時に、新しいレイシズムに対抗するための諸条件を探究した。

### 4. 研究成果

(1)本研究課題の成果は、全国的に共通する課題と、各地で生じている特徴的かつ具体的な部落差別事件について把握することができたことである。

(2)いずれの地域においても課題となっていたのはインターネット上における部落差別であった。特に、インターネット上に被差別部落の所在地・人名・電話番号などの個人情報など、センシティブ情報が本人同意なしにアウティングされている状況があり、インターネット上の逆差別的な言動も相まって、実際にそれらの情報を悪用して結婚差別などを含む実害がもたらされていた。これらインターネット上における部落の所在地をアウティングする状況については、本科学研究の成果のひとつである筆者らが実施した部落の青年層を対象にした調査からも、それらの行為は当事者に恐怖や不安を与え、部落出身であることを隠さざるをえない状況を強化する結果となっていることが明らかとなっている(内田, 2019a)。

部落解放同盟組織としても、そうした部落に関する情報をアウティングする者に対する裁判が係争中となっており、今後の裁判の展開を含めてインターネット上における部落に対する偏見情報の蔓延と、部落の所在地あるいは部落出身者のアウティング(不特定多数への暴露)、それによって生じる差別への不安、実際の差別事件に悪用されている現実、さらにはそれらへの対抗手段の乏しさが危惧されていた。

(3)聞き取り調査などから明らかとなった、インターネット上の部落差別を除く具体的な部落差別の現実については、以下のようなものが代表的である。

- ・部落の人に対する賤称語等を用いた発言（差別発言）。
- ・部落の人に対する賤称語を用いた落書き（差別落書き）。
- ・部落の人に対する差別や脅迫を目的としたハガキ・手紙の送付（差別ハガキ）。
- ・部落の人に対する差別を目的としたビラの配付（差別ビラ）。
- ・部落出身であることを理由とした結婚への反対・破談（結婚差別）。
- ・部落差別にもとづく部落出身者を対象とした暴力事件。
- ・部落差別を要因とする自死。
- ・部落出身者を避けるために、特定の人が、部落出身であるかどうかを問い合わせる行為。
- ・部落差別を目的とする戸籍等の不正取得。
- ・特定の人を部落出身者であることをアウティングする行為。
- ・部落を避けるために、特定の場所が、部落であるかどうかを問い合わせる行為。
- ・不動産業者による、特定の場所が部落であることのアウティング。
- ・注釈のないままの、部落を対象とする賤称語を用いた出版物の発行。
- ・引っ越し先が部落であることがわかったことによる転居。
- ・部落差別を受けた人、部落差別に対する不安がある人が声をあげたとしても、部落差別はもうないなどとして、部落差別そのものをなかったことにする言動。

(4)また、これらの部落差別に取り組むにあたっては、以下のような問題があることが指摘された。

- ・部落差別を受けたことを訴えることによって、訴えた本人が部落出身であることや、本人が住む地域が部落であることが明らかになり、さらなる差別を受けることを恐れて訴えることができない人が多数いることが推測される。
- ・これらのことから、実際に部落差別に直面していたとしても、運動団体や行政にまで事実があがってこないものが多いと推測される。
- ・差別発言などについては、その音声記録や動画での記録などが残っていない場合、客観的な証拠がないために差別であるとの追及することができない。
- ・事業経営者や雇用者の場合、取引先などから差別発言を受けても、経営や事業に差し障りが出るのが予測されることから、差別発言だとして訴えることができない場合もある。
- ・現行法においては、部落差別自体を取り締まること、止めることができない。
- ・2016年に制定された部落差別解消推進法はあくまでも理念法であり、相談活動の充実がはかられているが、相談から差別事件の解決に向かう道筋をつけなければ、問題は解決しない。
- ・2002年の法期限切れ以降、部落問題に関連する啓発・研修の質・量が低下したことにより問題が問題として把握されないまま潜在化しているのではないか。

こうした問題の解決に向けて、部落差別解消推進法の具体化のために自治体における条例制定を求める動きが多く地域で見られ、実際に条例を制定した自治体が増えつつある。

(5)本研究課題の柱のひとつであった「逆差別」については、主に内田（2019b）でその分析を行った。本稿の要約は以下のとおりである。

部落差別は、近世以前の身分制を出発点とするものの、自由と平等をその基本理念とする近代社会において、差別が告発される形で生成されてきた。そうした告発は部落差別を撤廃するための国策を求める運動へと展開され、同和対策審議会答申によって、「実態的差別」と「心理的差別」、さらにはその悪循環を断ち切ることが行政の責務とされた。そのうえで実施された同和対策事業は事業対象を求めることとなり、「同和地区」「同和地区住民」などといったカテゴリーが生成された。

こうしたカテゴリーは、ターゲット型政策の実施・運用にあたって必要不可欠であるが、他方で施策の対象となる人々へのマイナスイメージや「ねたみ意識」「逆差別」意識を生み出した。そうした意識は、近年のインターネット上の部落に対する言説に関する分析からも、今日まで引き続き部落差別の一端をなしている。

現代社会において、差別が生成・維持されるメカニズムを考えるにあたり、部落解放運動などの社会運動による「告発」のインパクトと、その帰結として実施される政策、さらにはそれによって生じる否定的な反応といった、部落問題においては決して目新しくない視点は、新しいレイシズム・新しいセクシズムなどのように、今日的な「差別の生成メカニズム」を論じるうえで、改めて欠かせないことを指摘した。

(6)本研究の成果としては、すでに、以下のような研究成果を発表しているが、今後の展望として、聞き取りの内容を踏まえてさらに分析を精緻化し、新たな研究成果として論文等を発表する予定である。

- ・内田龍史・妻木進吾・齋藤直子, 2017「部落問題のいま」部落解放・人権研究所編『被差別マイノリティのいま 差別禁止法制定を求める当事者の声』200-244.
- ・内田龍史, 2018「部落差別を把握するための意識調査の課題」『部落解放研究』209号:94-120.

- ・内田龍史, 2019a 「インターネット上における部落差別が部落の青年層に与える影響 第五〇回全高・第六二回全青参加者への質問紙調査から」『部落解放研究』211号:108-136.
- ・内田龍史, 2019b 「部落差別の生成と変容 「逆差別」意識に着目して」『社会学年報』48:31-43.

<文献>

- David Harvey, 2005, A Brief History of Neoliberalism, New York: Oxford University Press.
- 樋口直人, 2014 『日本型排外主義 在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会.
- 岩田正美, 2004 「新しい貧困と「社会的排除」への施策」三浦文夫監修『新しい社会福祉の焦点』光生館:235-59.
- 黒川みどり, 2005 「人種主義と部落差別」竹沢泰子編『人種概念の普遍性を問う 西洋的パラダイムを超えて』人文書院:276-297.
- 師岡康子, 2013 『ヘイトスピーチとは何か』岩波新書.
- David O.Sears, James Sidanius, Lawrence Bobo, ed, 2000, Racialized Politics: The Debate about Racism in America, the University of Chicago press.

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 内田龍史	4. 巻 48
2. 論文標題 部落差別の生成と変容 「逆差別」意識に着目して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会学年報	6. 最初と最後の頁 31-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 内田龍史	4. 巻 211
2. 論文標題 インターネット上における部落差別が部落の青年層に与える影響 第五〇回全高・第六二回全青参加者への質問紙調査から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 部落解放研究	6. 最初と最後の頁 108-136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 内田龍史	4. 巻 209
2. 論文標題 部落差別を把握するための意識調査の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 部落解放研究	6. 最初と最後の頁 94-120
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 内田龍史	4. 巻 754
2. 論文標題 自治体は地域の実態をどう把握するのか	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 部落解放	6. 最初と最後の頁 84-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 内田龍史
2. 発表標題 部落差別の生成と変容 「逆差別」意識に着目して
3. 学会等名 東北社会学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 部落解放・人権研究所	4. 発行年 2017年
2. 出版社 解放出版社	5. 総ページ数 341
3. 書名 被差別マイノリティのいま 差別禁止法制定を求める当事者の声	

1. 著者名 内田龍史・妻木進吾・齋藤直子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 部落解放・人権研究所	5. 総ページ数 292のうち5-49ページ
3. 書名 『部落問題のいま』	

1. 著者名 内田 龍史	4. 発行年 2020年
2. 出版社 解放出版社	5. 総ページ数 358
3. 書名 被差別部落マイノリティのアイデンティティと社会関係	

〔産業財産権〕

〔その他〕

内田龍史研究室

[http://www016.upp.so-net.ne.jp/ryu\\_shi/](http://www016.upp.so-net.ne.jp/ryu_shi/)

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	妻木 進吾  (TSUMAKI SHINGO)  (60514883)	龍谷大学・経営学部・准教授    (34316)	